

第2章 基本的施策の推進

1 人権教育の推進

人権教育については、生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階に応じて、市民一人ひとりが、人権の意義やその重要性を知識として身に付け、直感的に感受し、共感的に受け止めることができるような感性や感覚を身に付ける教育とともに、日常生活において、人権への意識が態度や行動に現れるよう、学校、家庭、地域、関係機関などと連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

(1) 学校教育における人権教育

本市においては、人権教育を通じて人権の意義、内容や重要性について理解を深めるとともに、様々な場面において具体的な実践行動が現れるような取組を進めます。

推進に当たっては、教育活動全体を通して、様々な人権に関する知的理解を深めるとともに、個人の尊厳についての自覚を深め、人間尊重の精神を養います。また、集団生活を通して相互理解を深め、いじめはもちろん、差別や偏見のない人間関係の育成に努めます。

ア 発達段階に応じた人権教育の推進

学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質を生かしながら、教育活動全体を通して人権の意義や大切さに気付かせ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう人権感覚を養い、実践行動ができるよう学習を推進します。

また、知識伝達型の学習だけでなく、人権課題設定の工夫による問題解決的な学習、構成的グループエンカウンター[※]による参加体験型学習、人権擁護委員と連携した人権教室の開催など、多様な手法を積極的に推進します。

イ 学習内容及び指導方法の充実

問題解決的な学習、参加体験型の学習を推進していくための学習内容及び指導方法について研究・開発を行うことにより、更なる指導の充実に図ります。また、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて行われている人権教育を有機的に連携させるとと

もに、一人ひとりを大切にしたい人権が尊重される授業づくりを進めます。
さらに、児童生徒に所属感や自己有用感^{*}を持たせることのできる指導方法の工夫改善にも取り組みます。

ウ 教職員の資質向上

人権教育については、すべての教職員が人権についての正しい理解のもと、確かな人権意識・感覚を持ち、積極的に取り組むことが重要です。
このため、教職員が自らの資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識と指導力を身に付けることができるよう、教職員を対象とした人権教育に関する研修機会の整備と研修内容の充実に努めます。

(2) 社会教育における人権教育

家庭・地域社会においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、社会教育支援のための機能の充実や、人権に関する多様な学習機会を通して、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

また、人権教育の効果を高めるために、家庭・学校・地域が共に子どもを育てていくという視点に立ち、人権教育を推進していく必要があります。

ア 家庭教育の充実

家庭教育は、子どもの人間形成の基礎を育む重要な役割を果たし、保護者は生活を通じ自らの姿をもって子どもに人権感覚を示していくことが重要です。

保護者の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者への相談体制の整備に努めます。

イ 生涯学習機会の提供

人権についての学習が地域社会に広がっていくよう、公民館等の施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実に努めます。

また、市内の学習機会の情報や視聴覚教材貸出情報、効果的な学習方法、指導者の紹介について、インターネット等を利用した情報の提供に努めます。

ウ 人権教育を推進する指導者の養成

地域社会において、人権学習を推進していく指導者の養成を図り、社

会教育における指導体制の充実に努めます。また、専門的な資質を培う研修等に努めます。

2 人権啓発の推進

すべての市民一人ひとりが、人権の尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自らの課題として捉え、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発の推進に努めます。

(1) 市民への人権啓発

市民一人ひとりが、自らの課題として人権尊重の理念についての理解を深めることができるよう、様々な学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動を推進します。

また、普遍的な人権尊重の理念を訴えかけるほかに、具体的な人権課題に即し、地域の実情等を踏まえた研修を開催するなど、市民の意識・関心を喚起する啓発活動を推進します。

ア 学習機会の提供

人権に関する正しい知識を習得し、多様な価値観や考え方を受け止めることができるよう学習内容を充実し、積極的に学習できる機会の提供に努めます。

イ 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用

市民が人権尊重の理念について身近に感じ、その理解を深めることができるよう、身近な課題や具体的な事例、講演会やイベント等の人権に関する事業の紹介など内容の工夫に努めるとともに、人権に関するメッセージや作品展示の活用など、効果的に推進していきます。

また、広報紙やインターネットなど様々な広報媒体の活用に努めます。

ウ 国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実

複雑・多様化する人権問題に対応した啓発を推進するため、国、県、関係団体等様々な啓発実施主体との連携強化を図っていきます。

また「人権週間」(12月4日～10日)などの取組の機会を捉え、「茨城県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び市町村、法務局支局、人権擁護委員で構成する「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との連携により効果的な啓発を推進します。

(2) 企業等への人権啓発

企業も社会を構成する一員であるという考え方から、その活動には環境や人権の配慮など社会的責任を果たしていくことが重要視されています。企業等の活動が基本的人権に配慮したものとなるよう、啓発に努めます。

ア 企業内人権研修への支援

企業内における人権研修の積極的な推進を働きかけ、採用や昇進などにおける機会均等、セクシュアル・ハラスメント^{*}の防止、男女の人権が尊重され、共に働きやすい職場づくりの啓発に努めます。

また、企業内研修への講師派遣や研修会を通じて自主的な教育・啓発活動を支援します。

イ 就職の機会均等の確保

だれでも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選べるという職業選択の自由の確保には、雇用する側が公平で公正な採用選考を行う必要があります。そのため、企業に対し、社会的責任を自覚し、個人の能力と適性に基づく公正な採用を行うよう啓発に努めます。

3 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対する相談・支援活動は人権教育・啓発と並んで重要な取組課題です。相談・支援体制については、様々な相談窓口を設置していますが、人権問題の複雑・多様性から、その相談内容も広範多岐に渡ります。そのため国・県や関係機関との連携を図りながら、相談・支援に関する取組の充実に努めます。

また、各相談機関に関する情報を市のホームページや各種広報媒体を活用して積極的に情報提供に努めます。